||薬を扱う皆さんにお願いです

農薬散布には、今まで以上の配慮を **問農政課農政企画係**

44



ついての規制が強化されます。 食品衛生法の改正に伴い、平成18年5月29日月から農作物の農薬残留に

に気を付けてください。 できなくなります。 第三者の不注意によって飛散した農薬が、農作物に付着 し、基準値以上の農薬が検出されてしまうと、その農作物は販売できません。 農薬を散布する場合には、まわりの農作物へ飛散しないように今まで以上 農作物から基準値以上の農薬が検出された場合、その農作物はすべて販売

う今まで以上に農薬の飛散に気 を付けなくてはならないのは

が強化されます。 (4) 作物の農薬残留に関する規制) 食品衛生法の改正に伴い、農

が販売できなくなる可能性がありま 家の方が、丹精込めて作った農作物 わずかな農薬の残留が原因で、

ごがましていまりに病害虫防除をすれる。 ばよいでしょうか?

A) ん定や捕殺に

よる防除に努めてく

前に次の~ ているか確認しましょう。 プの農薬 (粒剤タイプ)を選びま なるべく農薬が飛散しにくいタイ しょう。 に連絡しましょう。 は、農薬散布前にその生産者の方 水田や畑などが隣接している場合 や使用基準を守りましょう。 農薬を散布する場合は、散布する 散布器具の洗浄は、しっかりでき 容器や包装に記載されている濃度 を確認しましょう。

ようなことに注意したらよい 農薬を散布する時には、どの

でしょうか?

ヶ農薬を散布しましょう。 に注意しながら、

> ましょう。 散布する時は、 風のない日を選び

う 方向に散布しないようにしましょ 植物の近くで散布し、植物以外の

にしましょう。 散布器の圧力は、 強すぎないよう

ットを設置しましょう。 できるだけ遮へいシートや網目ネ しましょう。 散布量は、多すぎないよう適量に

すか? った時は、どこに相談したらよいで もし農薬が飛散してしまい、 家の方の農作物に付着してしま

A) すぐに農家の方に知らせるとと もに、指導機関に相談しましょ

【JA遠州中央袋井営農センター】 48 6636

【県中遠農林事務所地域振興課】 **6**37 2283

【県病害虫防除所